

寄附金控除について

■ お願いとご注意 ■

税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページでご確認いただきますようお願いいたします。当サイトに記載されている情報は必ずしも最新のものでない可能性がございます。

■ 当会への寄附金について ■

当会に対する個人の方の寄附については、特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」の取り扱いとなります。

また、法人様の寄附については、特定公益増進法人に対する寄附に適用される、別枠の損金算入をご利用いただくことができます。

◎ 個人寄附の場合（所得控除）

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

$$\begin{array}{r} \text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額} \\ \uparrow \\ \text{総所得金額等の 40\%相当額が限度} \end{array}$$

◎ 法人寄附の場合

通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事 例： 資本金が1億円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

(A) 一般損金算入限度額＝

$$\{(100,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100)\} \times 0.25 = 125,000 \text{ 円}$$

(B) 別枠の損金算入限度額＝

$$(100,000,000 \text{ 円} \times 3.75 / 1000 + 10,000,000 \text{ 円} \times 6.25 / 100) \times 0.5 = 500,000 \text{ 円}$$

したがって、(A) (B) の合計金額 ((A) + (B) = 625,000 円) の損金算入が認められます。